

# 令和3年度 大阪支部の収支について



広報部鳥 けんぼん  
©2018 協会けんぽ大阪支部

● 令和3年度 大阪支部の収支

暫定版

(単位:百万円)

		大阪支部	全国計	
収入	保険料収入	902,316	9,855,345	
	一般分	902,189	9,853,918	
	その他収入	2,034	21,665	
	債権回収以外	823	9,249	
	債権回収	1,211	12,416	
計		904,350	9,877,010	
支出	医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)	499,773	5,349,614	
	医療給付費(国庫補助を除く)	472,807	5,349,614	
	(A)-(B)	医療給付費(A)	472,807	5,352,073
	災害特例分(B)	令和元年度の協会手当分		690
		波及増分(B2)		1,768
	年齢調整額	15,526	-	
	所得調整額	11,440	-	
	現金給付費等(国庫補助等を除く)	43,220	485,752	
	前期高齢者納付金等(国庫補助を除く)	312,231	3,509,205	
	業務経費(国庫補助を除く)	12,736	143,142	
	一般管理費(国庫負担を除く)	4,705	52,875	
	その他支出	3,317	37,284	
	令和元年度の収支差の精算	2,043	-	
令和元年度のインセンティブ	606	-		
	加算額	606	6,764	
	減算額	0	▲6,764	
計		878,629	9,577,872	
収支差	計	25,720	299,139	
	全国平均分	26,616	299,139	
	地域差分	▲896	-	

(注) 1. 「債権回収」は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。  
 2. 「年齢調整額」、「所得調整額」、「激変緩和」のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。  
 3. 医療給付費は、東日本大震災等による窓口負担減免措置に伴う令和3年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。  
 4. (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災及び平成30年7月豪雨に伴う令和元年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。  
 また、(B2)は、東日本大震災等に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分(国庫補助を除く。波及増分)を表す。  
 5. 「令和元年度の収支差の精算」は、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。  
 6. 「インセンティブ」は、令和元年度の都道府県支部ごとの取組実績に対する加減算額(健康保険法施行令第45条の2第1号口及びニ並びに健康保険法施行規則第135条の5の2に基づき行うもの)を表す。  
 7. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B2)が暫定値であるため、数値は今後変わらうる。

● 令和3年度の支部別収支差（地域差分）の保険料率換算

暫定版

(※ 保険料率換算は、令和3年度の総報酬額の実績に基づく参考値である。)

	支部別収支差 (地域差分)	総報酬額(3年度実績)	保険料率換算	
	(a)	(b)	(a)/(b)*100	(順位)
	(百万円)	(百万円)	(%)	
27 大阪	▲896	8,767,627	▲0.01	(32)

- 令和5年度都道府県単位保険料率の算定においては、令和3年度の都道府県支部ごとの収支における収支差（地域差分）について精算する必要がある。当該収支差は、プラスの場合は収入に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出に加算する。
- 令和5年度都道府県単位保険料率算定の際の精算に係る保険料率は、令和3年度の支部の収支差（地域差分）を令和5年度の総報酬額の見込額で除したものになるため、表中の保険料率換算〔収支差（地域差分）〕を令和3年度の総報酬額の実績で除したものとは異なる。